



リスク管理債権

■ リスク管理債権について

〈不良債権の2つの開示基準〉

◆リスク管理債権(信用金庫法第89条、銀行法第21条準用)

貸出先からの利払いの状況に注目し、貸出先が利払いを停止したり、利払いの一部を免除されたりしている場合には開示対象となります。

◆金融再生法(金融機能再生緊急措置法施行規則第4条)で定められた基準による債権区分

貸出先の財務内容に着目し、実質債務超過状態にありながら利払いを一部継続しているような場合はリスク管理債権には含まれませんが、金融再生法の基準では計上されます。貸出金以外の債務保証や貸付有価証券なども不良化していれば開示対象となります。

■ リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

【1】リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

(単位:百万円)

区 分	平成30年3月期	平成31年3月期
破綻先債権額 (A)	—	22
延滞債権額 (B)	448	434
合 計 (C)=(A)+(B)	448	456
担保・保証額 (D)	433	435
回収に懸念がある債権額 (E)=(C)-(D)	14	21
個別貸倒引当金 (F)	14	21
同 引 当 率 (G)=(F)/(E)(%)	100.00%	100.00%

2. 3ヵ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位:百万円)

区 分	平成30年3月期	平成31年3月期
3ヵ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	174	157
合 計 (J)=(H)+(I)	174	157
担保・保証額 (K)	143	157
回収に管理を要する債権額 (L)=(J)-(K)	31	—
貸倒引当金 (M)	1	1
同 引 当 率 (N)=(M)/(L)(%)	3.64%	—

3. リスク管理債権の合計額

(単位:百万円)

	平成30年3月期	平成31年3月期
(C)+(J)	623	614

1.「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示債権額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

【2】金融再生法に基づく開示債権の状況

1. 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

区 分	平成30年3月期	平成31年3月期
	残 高	残 高
正 常 債 権	94,623	94,866
要 管 理 債 権	174	157
危 険 債 権	310	318
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	137	138
合 計	95,246	95,480

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

2. 金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

区 分	平成30年3月期	平成31年3月期
金融再生法上の不良債権(A)	623	614
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	137	138
危険債権	310	318
要管理債権	174	157
保全額 (B)	592	615
貸倒引当金 (C)	15	22
担保・保証等 (D)	576	592
保全率 (B)/(A)(%)	95.09%	100.16%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)/((A)-(D)) (%)	33.92%	104.92%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

1. 「正常債権」とは……

正常債権とは、「債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権」であり、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要注先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権をいいます。

2. 「要管理債権」とは……

要管理債権とは、要注先に対する債権のうち「3ヵ月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に

有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権)」をいいます。

3. 「危険債権」とは……

危険債権とは、「債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権」であり、破綻懸念先に対する債権。

4. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは……

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、「破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権」であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権。

■不良債権の状況について

不良債権につきましては、「信用金庫法で定められたリスク管理債権」と「金融再生法で定められた債権区分」の2つの基準で開示しております。

当金庫は資産の自己査定を、厳格に実施しており、毎期適正な償却・引当を実施し、資産の健全性確保に向けた取組みを継続的に行っております。また、地域密着型金融の趣旨のもと、単に不良債権を削減することを目標とせず、長期にわたるお取引関係の中から、経営相談や経営支援、事業再生といった取組みを最優先の課題として、これにより資産を良化していくことを第一の目標としております。

平成30年度のリスク管理債権の破綻先債権・延滞債権につきましては、456百万円(前期比8百万円増加)で、金融再生法上の不良債権につきましては614百万円(前期比▲9百万円)となり、不良債権比率(金融再生法ベース)は0.64%(前期比▲0.01%)となっております。